

入札説明書

中部地方整備局の平成 24 年度 23 号岡崎 B P 矢作古川橋東鋼上部工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成 24 年 11 月 27 日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 中部地方整備局長 梅山 和成
愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号 名古屋合同庁舎第二号館

3. 工事概要

- (1) 工事名 平成 24 年度 23 号岡崎 B P 矢作古川橋東鋼上部工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 愛知県西尾市小島町
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成 26 年 5 月 15 日まで
- (5) 使用する主要な資機材 鋼材 約 1,100 t
- (6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（標準型 I 型）の試行工事である。
- (8) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 VE 方式の対象工事である。
- (9) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
- (10) 本工事は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、監督業務を重点的に実施する工事の対象となった場合を除く。
- (11) 本工事は、中部地方整備局における公共工事の品質確保への取り組みを一層促進、並びに現下の諸課題等への対応方策を検討するため、入札公告及び説明書に記載する一般競争の拡大、不良不適格業者の排除及びダンピング対策に係る各取り組み内容について試行する工事である。

なお、上記取り組み内容の詳細については、

国土交通省中部地方整備局 ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/>

「企業と自治体」—「建設関係情報」—「公共工事の品質確保に関するページ」—「品質確保への取り組み」—「中部地整の新たな入札手続きの取り組み」に記載されているとおりである。

- (12) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（<http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/soukakeiyaku/index.htm> 参照）に基づき行うものとする。

また、実施方式については単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から 14 日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

- (13) その他

- ① 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札シ

5. 設計業務等の受託者等

(1) 4. (8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6. 担当部局

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館
中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係
電話 052-953-8138 (直通)

7. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2)の認定を受けていない者も次に従い技術提案書等を提出することができる。この場合において、4. (1)及び(3)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4. (2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4. (2)に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

技術提案書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札方式の場合は「持参」又は「郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）」すること。

以下、「郵送等」については、期日までに送付（必着）すること。

電子入札システムによる提出の場合：

- ① 提出期間：別表1.①のとおり

- ② 提出方法：

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「申請書」（別記様式1）及び「資料」（表紙1及び別記様式2、3）、技術提案書フィールドに「技術提案書」（表紙2及び別記様式4、5、6、7）をそれぞれ添付し提出すること。ただし、技術提案書等の合計ファイル容量が3MBを超える場合には、郵送等すること。

郵送等で提出する場合には、必要書類の一式を送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送等により提出する場合は、下記の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムより、技術提案書等として送信すること。

1. 郵送等する旨の表示
2. 郵送等する書類の目録
3. 郵送等する書類のページ数
4. 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送等の場合の送付先は6.に同じ。

- ③ ファイル形式：

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

・Microsoft Word	2002以下
・Microsoft Excel	2002以下
・その他のアプリケーション	PDFファイル Acrobat 6以下 画像ファイル JPEG形式又はGIF形式 圧縮ファイル LZH形式のみ
	※ZIP等、他の圧縮形式は認めない。

紙入札方式による提出の場合 :

- ① 受付期間 : 上記電子入札システムによる受付期間と同じ
- ② 受付場所 : 持参する場合の受付場所及び郵送等の送付先は 6. に同じ

(2) 申請書は、別記様式 1 により作成すること。

(3) 4. (4) の同種工事の施工実績及び 4. (6) の配置予定技術者の同種工事の経験の確認を行うにあたっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種工事の施工実績及び経験をもって行う。

(4) 資料は、次に従い作成すること。

ただし、①の同種工事の施工実績、②の配置予定の技術者の同種工事の経験については、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

なお、「同種工事の施工実績」(別記様式 2)、「配置予定技術者の資格・工事経験」(別記様式 3)に記載する工事は、評定点が 65 点以上であることとし、当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することを必須とするが、工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって 65 点と見なす。また、「配置予定技術者の資格・工事経験」に係る工事で、転職等により工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類、引渡しが完了したことを証明する書類又は「工事実績情報システム(CORINS)」の写しをもって 65 点と見なす。ただし、評定点が 65 点以上の実績の写しに限る。

評定点が 65 点未満のもの及び必要資料の添付がないものは、実績無しと見なし入札に参加出来ないので留意すること。

① 施工実績(別記様式 2)

4. (4) に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式 2 に 1 件記載すること。

なお、経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員の 4. (4) に掲げる実績を記載すること。

② 配置予定の技術者(別記様式 3)

(ア) 4. (6) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式 3 に 1 件記載することとし、他の工事の従事状況においては、国・県・市町村・民間等全てにおいて、専任、非専任の立場に關わらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。経常建設共同企業体にあっては、構成員の何れかから専任で配置する、4. (6) ①の基準を満たし 4. (4) に掲げる同種工事の実績を有した技術者と、その他の構成員から配置する 4. (6) ①の基準を満たした技術者を記載すること。

なお、配置予定技術者として複数人(最大 3 名を限度・経常建設共同企業体にあっては各構成員に対し最大 3 名を限度)の候補技術者を記載することもできる。なお、配置予定技術者として 4 名以上の記載があった場合は、配置予定技術者として認められた者のうち、実績等が下位 3 名と判断される者に競争参加資格を与え、それ以外の者については競争参加資格を与えない。また、技術者の資格において、実務経験年数を資格とする場合は、実務経験年数が証明できる資料を添付すること。

(イ) 入札書投函後開札までの期間及び入札保留がなされている期間において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置する事ができなくなつた場合は、直ちに書面によりその旨の申し出(理由:技術者の重複により)を行うこと。なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

追加資料については、提出後の修正及び再提出は認めない。

なお、予決令第85条に基づく調査基準価格（17.（2）参照）に満たない者に対しては、下記11.（4）の開札の後速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合がある。この際に、追加資料の提出の意向のない者については、下記11.（4）の開札後、追加資料の提出を行わない旨を下記により書面（様式は自由）にて提出するものとする。

- ・提出期限：別表1.⑧のとおり
- ・提出場所：6.と同じ
- ・提出方法：原則として持参とする。（場合によっては、郵送又は電送による提出も可）

上記により、追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、入札を無効として取り扱うものとする。

④ その他：施工体制確認のためのヒアリングを行う対象者は配置予定技術者のうちの1名とする。配置予定技術者を複数人の候補技術者とした場合は、別記様式3ヒアリング対象者区分欄へ対象者となる配置予定技術者（1名）を区分して明記すること。

なお、追加資料を求める場合においては、面談形式によるヒアリングを実施するものであるが、入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。追加資料の提出がない場合、内容に不備がある場合及びヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効となることがある。審査方法の概要は別紙のとおり。

（7）技術提案書に対する審査等

技術提案書に対する審査及び評価は、中部地方整備局技術審査会において行うものとするが、VE評価は実施しない。また、評価の基準日は別表1.⑨に示す基準日にて評価するものとする。

なお、審査（提案の適否）及び評価（総合評価加算点）の内容は下記のとおりとする。

下記9.（2）（イ）に示す評価項目において、実現性、有効性に関する技術的な裏付け等について審査及び評価する。

（8）競争参加資格の審査において、技術提案書等の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む）又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など技術提案書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。また、競争参加資格の審査において、技術提案書における記載内容が発注者の設定している標準案と同等以上でない場合は競争参加資格を認めない。

（9）競争参加資格の確認は、技術提案書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無の結果については別表1.⑩に示す期日までに通知する。通知において、参加資格「有」とした者に対しては、技術提案に基づく入札の可否についても併せて通知し、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

（10）競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

（11）その他

- ① 技術提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された技術提案書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された技術提案書等は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に關し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

（5）技術提案書等に関する問い合わせ先

- （1）、（2）及び（9）に関して・・・6.同じ。
- （3）から（8）、（10）及び（11）に関しては次による。

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館
中部地方整備局 道路部 道路工事課
電話 052-953-8174（直通）

- ⑥ 入札参加希望者は、技術提案書作成にあたって下記に示す関連資料の貸与を受けることが出来る。
- ・貸与関連資料
 - 詳細設計業務における成果品 1式
「橋梁の長寿命化に向けた設計の手引き（案）」（第1版. 中部地方整備局）
 - その他関連資料 1式
 - ・貸与期間：別表1. ⑬のとおり
 - ・貸与申込方法：貸与を希望する者は、書面（書式自由）を申込先へ持参、郵送又は電送により送信することにより申し込むものとする。ただし、電送の場合は着信確認をすること。
 - ・申込期間：別表1. ⑭のとおり
 - ・申込先：中部地方整備局 名四国道事務所 工務課
 - 電話 052-823-7915（直通） ファクシミリ 052-823-7901
 - メールアドレス m-koumu@cbn.mlit.go.jp
 - ・その他：関連資料の貸与方法等については追って通知する。

8. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者、又は技術提案を認められなかった者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由、又は技術提案を適正と認めなかった理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- ① 提出期限：別表1. ⑪のとおり
 - ② 提出場所：6. に同じ。
 - ③ 提出方法：電子入札システムによる。提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。ただし、技術提案のみが認められなかった者については、電子入札システムによる提出ができないため、持参又は郵送等により提出すること。
紙入札方式の場合は、競争参加資格、技術提案のいずれにおいても持参又は郵送等とする。持参又は郵送等の場合の提出場所は、6. に同じ。
- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、別表1. ⑫に示す期日までに説明を求めた者に対し、電子入札システムにより回答するので確認すること。なお、紙入札方式の場合は書面により回答する。

9. 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 総合評価落札方式の仕組み
- 本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。
- ① 当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。
 - ② 4. (5)の技術提案により最大45点の加算点を与える。
 - ③ 9. (2)の評価項目について、9. (3)①の表で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。
 - ④ 得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した評価値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。
- なお、入札価格（V-E提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減額が9. (3)①の資料において明らかにされたときは、コスト縮減金額として中部地方整備局長が認めた金額を当該入札価格に加えた価格）が特別重点調査基準価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。また、施工体制評価点が低いものは、別紙（施工体制確認型総合評価落札方式について）3(4)に基づき、加算点の付与を行う。
- (2) 評価項目

① 入札参加者は、価格をもって入札する。標準点に加算点をえた点数をその入札価格で除して評価値（評価値= {（標準点+施工体制評価点+加算点）／（入札価格）} ）を算出する。次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

（ア）入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

（イ）提案が最低限の要求要件（標準案）同等程度の内容を含みそれ以上であること。

（ウ）評価値が標準点（100 点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

入札参加資格を満たす者の評価点数の合計は、100 点を下限値とする。なお、評価点数の合計が100 点に満たない場合であっても 100 点を下限値とする。

加算点数は、小数点第 5 位以下切り捨て。評価値は、小数点第 5 位以下切り捨てとする。

② ①において、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。くじの実施方法等については、電子入札システムにて通知する。

（5）評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、工事完成後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案書の履行がなされなかつた場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、ペナルティー額は入札価格の 10% を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。なお、工事成績評定についても、最大 10 点を限度に減ずるものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大 20 点まで減ずるものとする。

（6）総合評価落札方式における技術提案の採否等の通知に関する問い合わせ

① 入札参加者は、7. (9)に掲げる競争参加資格の確認の通知時に合わせて通知される技術提案の採否等の通知について、中部地方整備局企画部技術開発調整官（以下「技術開発調整官」という。）に対し、競争参加資格の確認の通知日の翌日から起算して 3 日以内（休日を含まない。）に、様式（様式ア）に必要事項を記載の上、メール又は FAX により問い合わせをすることができる。なおその際の連絡先は、競争参加資格の確認の通知時に合わせて通知することとする。

② 技術開発調整官は、①の問い合わせがあった場合には、競争参加資格の確認の通知日の翌日から起算して 8 日以内（休日を含まない。）に当該問い合わせをした者に対し、メール又は FAX により説明する。

③ 入札参加者は、①の問い合わせに加えて、落札者の決定の通知日の翌日から起算して 3 日以内（休日を含まない。）に、技術開発調整官に対し、様式（様式イ）に必要事項を記載の上、面談等による説明を求めることができる。その際の連絡先は、①の連絡先と同じとする。なお、①の問い合わせをしなかつた入札参加者であっても、この期間に面談等による説明を求めることがある。

10. 入札説明書に対する質問

（1）この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 受領期間：別表 1.②のとおり

持参する場合は、別表 1.②に示す上記期間の休日を除く毎日、10 時から 16 時まで。

② 提出場所：6. に同じ。

③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の者は、書面を持参又は電子メール（メールアドレス keiyaku @cbt.mlit.go.jp）で提出すること。電子メールの場合には提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。持参の場合の提出場所は、6. に同じ。

電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な工事名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載するなど、他の参加者に自社の参加が知り得る状況となる質問を行った場合には、公正な入札の確保が出来ないため、その者は入札に参加することができないものとする。

なお、当該質問者が既に競争参加資格を有している場合においては、当該参加資格を取り消すこととする。

（2）（1）の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認すること。また、次のと

おり閲覧にも供する。紙入札者に対しては電子メールで回答する。

- ① 期間： 別表1.③のとおり
- ② 場所： 6. に同じ。

11. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 電子入札システムによる入札の受付期間は、別表1.④のとおり。
- (2) 持参による入札書の受付期間は、上記(1)と同じとし、中部地方整備局 総務部 契約課へ持参すること。
- (3) 郵送等による入札書の受付期間は、上記(1)と同じとし、中部地方整備局 総務部 契約課へ期間内に必着するよう送付すること。
- (4) 開札は、中部地方整備局 総務部 契約課にて別表1.⑤に示す日時において行う。
- (5) 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12. 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は原則2回を限度とするが、場合によっては3回目を執行することがある。なお、やむを得ない場合を除き、予決令第99条の2に基づく随意契約には移行しない。
- (4) 電子入札システムで落札者がないときの随意契約（以下「不落随契」という。）に移行する場合の意向確認は以下による。
 - ① 見積書提出意思のある者は見積書の提出を行うこと。
 - ② 見積書提出意思のない者は辞退届を必ず送信すること。
 - ③ 何ら意思表示のない者は見積書提出意思のない者と見なす。

不落随契に伴う見積依頼通知書は、原則として前回の入札に参加した全ての入札参加者に対して送信するものとする。

13. 入札保証金及び契約保証金

- (1) ① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行名古屋支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 中部地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 中部地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険にかかる保険金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の5以上とする。なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額をえたものをいう。以下同じ。）の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者若しくは保証金額が入札金額（税込み）の100分の10に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。なお、利付国債の提供の場合は担い保の提供が完了するまでには、振替手続き等相応の日数を要するため、予め取引先の銀行・証券会社等に相談のうえ、期限から十分余裕を持って手続きすること。

- イ) 提出期間：別表 1. ⑯のとおり
- ロ) 提出場所：〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号 名古屋合同庁舎第二号館
中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係
電話 052-953-8138 (直通) 内線 2526
- ハ) 増額変更：認めない。
- ニ) 減額変更：認めない。
- ホ) 提出方法：書類の提出は、持参又は郵送等する。
- ヘ) 保証期間：別表 1. ⑰に示す期間まで
- ト) 入札保証金の不備：入札保証金の納付等又はそれに係る書類が、別表各号に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第 6 条 1 項十二号に該当する入札として、原則として当該入札保証金を納付した入札参加者の入札を無効とする。
- チ) その他：入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

別表

1. 未納付であると認められる場合 (未納付であると同視できる場合 を含む。)	(1) 入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合
	(2) 他の工事の入札保証金である場合
	(3) 入札保証金が特定できない場合
2. 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1) 入札保証金の記載が全くない場合
	(2) 押印が欠けている場合
	(3) 様式が満たしていない場合
	(4) 白紙である場合
3. 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 入札案件名に誤りがある場合
	(3) 納付業者名に誤りがある場合
4. その他未納付又は書類に不備がある場合	

② 予算決算及び会計令第 86 条第 1 項に定める調査を実施する場合の増額変更の取扱いについて
金融機関等の契約保証の予約を受けたことにより入札保証金を免除された者（書類において予約に
係る保証金額が明記されている場合に限る）であって、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）
第 86 条第 1 項に定める調査の対象となった者は、予約に係る保証金額が入札金額（税込み）の 100 分
の 30 以上となるよう、金融機関等の契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を行うこと。なお期限
までに増額変更を行わなかつた場合には、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効
とする。この場合の増額変更を行う期限については別途通知する。

- (2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行名古屋支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 中
部地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 中部地方整備局）をもって契約
保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保
険契約の締結を行つた場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額
は、請負代金額の 10 分の 3 以上とする。

14. 工事費内訳書及び工事施工内容確認資料の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（別記様式 8）
を電子入札システムにより提出を求める。また、工事施工内容確認資料（別記様式 9）については、
下記のとおり提出を求める。
- 1) 工事費内訳書
- ① 電子入札方式の場合
- (ア) 提出方法：工事費内訳書を(ウ)に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィール
ドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。なお、入札書画面の提
出内容確認ボタンを押下後、内容確認画面が表示され「提案内容が添付されてい
ない」旨のメッセージが表示されるが、そのまま入札書提出ボタンの押下を行う。

	(5) 内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。) (6) 内訳書が特定できない場合 (7) 他の入札参加者の様式を入手して使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合 (2) 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合 (2) 発注案件名に誤りがある場合 (3) 提出業者名に誤りがある場合 (4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

15. 開札

- (1) 開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
(2) 紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。

入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱われること。

- (3) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

16. 入札の無効等

- (1) 図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等(変更分を含む。)の交付を受けない者は、入札に参加することができない。
(2) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において4. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

17. 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記9. (4)により決定するものとする。ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
(2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、19. (1)に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

	部分払を選択した場合	なし	部分払4回	なし
--	------------	----	-------	----

22. 火災保険付保の要否 : 否

23. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 : 無

24. 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局）、電話03-3581-0262（直通））に対して苦情を申立てることができる。

25. 関連情報を入手するための照会窓口

6. に同じ。

26. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 技術提案書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、7.（1）の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 契約後VEの提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。なお、7.（7）に記載する評価項目に関する内容は対象としない。

(6) ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて

本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、監督業務を重点的に実施する工事の対象となった場合を除く。

落札者は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望（受注者が共同企業体である場合は、すべての構成員が認証取得者であること。）するときは総括監督員に対し、工事請負契約締結日から14日以内にISO9001認証取得活用監督業務等申請書に次の①から⑥までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができる。ただし、③及び④に掲げる書類については、①に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

- ① ISO9001認証の取得に係る登録証の写し
- ② ISO9001の審査に係る次の書類
 - (イ) 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し。
 - (ロ) (イ)の審査に係る合否判定結果の写し
- ③ 本工事を担当する内部組織がISO9001認証を取得している場合にあっては、その旨を示す書類
- ④ ISO9001認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類
- ⑤ 申請日の前々年度及びその前年度に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（土木工事（港湾

空港関係を除く。) に限る。) を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての工事成績評定通知書の写し

⑥ ⑤の成績評定を受けていない場合において、I S O 9 0 0 1 認証の取得以降に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事(土木工事(港湾空港関係を除く。)に限る。)の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の工事成績評定通知書の写し

総括監督員は、この取扱いの適用が適当と認めたときは、申請日から 14 日以内に承認し、その旨を申請者に通知する。

総括監督員は、この取扱いの適用が適当でないと認めたときは、申請日から 14 日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知する。

(7) 電子入札システムは休日を除く、9時から 18 時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

電子入札施設管理センターホームページアドレス <http://www.e-bisc.go.jp>

(8) システム操作上の手引き書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。
「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。

(9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センター Tel 03-3505-0514

電子入札施設管理ホームページ <http://www.e-bisc.go.jp>

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記 6.、
上記 7. (11)⑤へ連絡すること。

(10) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

別表1 本入札手続きに係る期間等

①	技術提案書等の提出期間	平成24年11月28日から平成24年12月27日までの休日を除く毎日、10時から16時まで
②	入札説明書に対する質問の受領期間	平成24年11月28日から平成25年1月31日まで 持参する場合： 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始（平成24年12月29日から平成25年1月6日まで）（以下、「休日」という。）を除く毎日、10時から16時まで
③	上記②に対する回答閲覧期間	平成25年2月5日から平成25年2月8日までの休日を除く毎日、10時から16時まで
④	入札の受付期間	平成25年2月7日10時00分から平成25年2月8日12時00分まで (休日を除く。)
⑤	開札日時	平成25年2月13日11時00分
⑥	施工体制確認のためのヒアリング期間	平成25年2月14日から平成25年2月20日まで 【追加資料の提出を求める場合】 平成25年2月26日から平成25年2月27日まで
⑦	施工体制確認のための追加資料提出の期限日	平成25年2月22日 16時まで
⑧	施工体制確認のための追加資料の提出を行わない旨の提出期限日	平成25年2月18日 16時まで
⑨	競争参加資格の審査及び評価の基準日	平成24年12月27日時点
⑩	競争参加資格の有無の結果の通知日	平成25年1月24日まで
⑪	競争参加資格が無いと認めた者等に対する理由の説明要求期限日	平成25年1月31日 16時まで
⑫	上記⑪に対する回答期限日	平成25年2月5日まで
⑬	本工事に係る資料の貸与可能期間	平成24年11月28日から平成24年12月26日までの休日を除く毎日、10時から16時まで
⑭	上記⑬の貸与を希望する場合の申込期間	平成24年11月28日から平成24年12月25日まで 持参の場合：上記期間の休日を除く毎日、10時から16時まで
⑮	入札保証金の納付等に係る書類提出期間	平成25年1月25日から平成25年2月8日までの休日を除く毎日、10時から16時まで 〔利付国債の提供の場合は平成25年1月29日まで〕
⑯	入札保証金に係る保証期間	平成25年3月15日まで

別 紙

施工体制確認型総合評価落札方式について

1 調査基準価格

調査基準価格は、入札説明書 17. (2)による。

2 ヒアリングのための追加資料

(1) 入札参加者の申込みに係る価格が 1 の調査基準価格に満たないときは、次の様式の提出を求めるものとする。なお、1 の調査基準価格を満たす者に対して追加資料を求める場合は、別途連絡する。

- ・下請予定業者等一覧表（様式 4）
- ・配置予定技術者名簿（様式 5）
- ・資材購入予定先一覧（様式 8－2）
- ・機械リース元一覧（様式 9－2）
- ・労務者の確保計画（様式 10－1）
- ・工種別労務者配置計画（様式 10－2）
- ・建設副産物の搬出地（様式 11）
- ・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式 12）
- ・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式 13－1）
- ・品質確保体制（品質管理計画書）（様式 13－2）
- ・品質確保体制（出来形管理計画書）（様式 13－3）
- ・安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式 14－1）
- ・安全衛生管理体制（点検計画（様式 14－2）
- ・施工体制台帳（様式 16）

(2) VE 提案等の内容に基づく施工を行うことにより、コスト縮減の達成が可能となる場合は、コスト縮減額の算定根拠として、次の様式を提出するものとする。なお、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

- ・コスト縮減額算定調書①（様式 2－1）
- ・コスト縮減額算定調書②（様式 2－2）
- ・VE 提案等によるコスト縮減額調書（様式 3）

(3) 上記(1)、(2)の様式は、国土交通省中部地方整備局 ホームページアドレス：

<http://www.cbr.mlit.go.jp/contract/kouji/hearing/index.htm>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「工事」－「ヒアリングのための追加資料」よりダウンロードすること。

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書（施工計画等）、入札説明書 7. (6)の施工体制確認のためのヒアリング、上記 2 (1)の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。

なお、入札説明書 7. (6)③に示す「追加資料の提出を行わない旨の意向に係る資料」の提出を行わず、2 (1)の追加資料の提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることにあることに留意すること。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が 1 の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずし

も十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされることとなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の105を乗じて得た金額を合計した価格をいう。（3）において同じ。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に施工体制評価点を加算する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式11、12）
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか（様式14-1、14-2）
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（様式13-1、13-2、13-3）

（3）施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされることとなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。（様式4、16）
- ② 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式8-2、9-2、10-1、10-2）
- ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか（様式5）

（4）技術提案の実施に係る確実性の評価

事前に行った技術提案の評価のうち、関連する上記（2）、（3）のヒアリング及び追加資料の審査結果により、施工体制が十分確保されていない場合は、入札説明書9.（2）（イ）の加算点に上記（2）、（3）の満点に対する評価結果により得られる加算点の割合を乗じ、小数点第5位を切り捨てした数値をそれぞれの加算点とする。

競争参加資格確認申請書

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 宛

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名 印
(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

平成24年11月27日付けで公告のあった平成24年度 23号岡崎B P矢作古川橋東鋼上部工事に係る競争参加資格について確認されたく、別添の書類を添えて申請する。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約する。

注) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

なお、紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（380円）に相当する切手をはった長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 宛

○○市○○区○一〇一〇
○○○建設株式会社
代表取締役○○ ○○ 印
(又は○○支店長 ○○○○)

平成 24 年度 23 号岡崎 B P 矢作古川橋東鋼上部工事 競争参加資格確認資料

等級区分 鋼橋上部工事
所在地 (本社(本店、支店、営業所)の所在地を記入すること。)
業者コード
建設業許可番号 ○○-○○○○○

連絡先 所 属 :
役 職 :
氏 名 :
電 話 :
E-mail : 0000000@00.00.00

標記について、平成 24 年 11 月 27 日付けで公告のありました「平成 24 年度 23 号岡崎 B P 矢作古川橋東鋼上部工事」の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

注 1) 電子入札システムを用いて提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の合計容量が 3 MB を超える場合には、郵送等（締切日時必着）で提出すること。紙入札者は持参も可とする。

注 2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

注 3) 連絡先とは、技術提案書等の内容に対する問い合わせ及び施工体制の確認を行う際における連絡先（担当者）を記載するものとする。なお、施工体制確認のためのヒアリングについては、配置予定技術者に対して行う。

会社名：

同種工事の施工実績

平成9年度以降に元請けとして、次の（ア）から（ウ）に掲げる要件を満たす鋼橋を製作・架設した工事を施工した実績を有すること。ただし、（ア）から（ウ）は同一橋梁であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成9年度以降に元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。

- （ア）道路橋（TL-20以上のものとする。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものと除く。）の工事。
- （イ）橋梁形式が鋼桁橋及び単純箱桁橋（鋼床版橋を除く。）以外の鋼橋工事。
- （ウ）最大支間長が、40m以上の工事。

競争参加資格		同種類似	評定点 点
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所	(都道府県・市町村名)	
	契約金額		
	工定期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
受注形態等		単体/JV(出資比率)	
工事概要	設計荷重	道路橋 ○活荷重	
	橋梁形式	○○径間連続非合成○桁橋	
	最大支間長	L=○○.○m	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) · 無	

注1) 必ず公告において明示した資格があることを確認できる内容を記載する。

注2) CORINS登録の区分いかに○を付す。「有」に○を付した場合は、CORINS登録番号を記載する。
「無」に○を付した場合は、当該工事の契約書の写しを添付する。

注3) CORINSに登録無き工事及びCORINSにて工事内容が確認できない工事(簡易CORINSで登録した工事等)は、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容(同種工事等の工事実績)が証明できる書類を添付する。必要書類の添付がないものは、入札に参加できないので留意すること。

注4) 経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が有する入札説明書に掲げる実績を、記載する。

注5) 当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付する。ただし、工事評定が実施されていない実績や発注者より工事成績評定通知がされていない実績は、工事完了検査に合格したことを証明する書類又は、発注者への引き渡しが完了したことを証明する書類を添付する。その場合は、評定点を65点と見なす。

<評定結果通知の紛失等により写しの提出が出来ない場合>

平成9年度以降の中核地方整備局発注(港湾空港関係除く)の工事は、様式1「工事成績確認申請書」により申請し、様式2「工事成績確認書」の交付を受け、写しを添付する。

なお、申請、受け取りは受注者を原則とし、郵送、電子メールによる受付・送付は行わないため、事前に以下に連絡願います。また、申請から交付には3日程度(休日を除く)を要します。

中部地方整備局 企画部技術管理課 技術審査係
名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL 052-953-8131 FAX 052-953-8294

配置予定技術者の資格・工事経験

会社名：○○○建設株式会社

配置予定者の方名	主任（監理）技術者 ○○ ○○（フリガナを記載）			
最終学歴	学校名 学科名 00年卒業			
法令による資格・免許	1級土木施工管理技士 00年00月取得（登録番号：0000） (指定建設業) 監理技術者資格者証 00年00月当初交付（現在の交付番号：0000）			
	実務経験 ○年以上（実務経験による資格の場合に記入）			
	※実務経験による参加資格の場合はその経験が証明できる資料を添付する			
工事名稱等	同種又は類似の区分	同種・類似		
	工事名称	評定点	点	
	発注機関名			
	施工場所	(都道府県・市町村名)		
	契約金額			
	工期	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日
	従事役職			
	工事内容	(同種工事であることが確認できる内容を記載)		
	受注形態等	単体／JV（出資比率）		
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) • 無		
申請工事の従事状況における	工事名称			
	発注機関名			
	工期			
	従事役職			
	本工事と重複する場合の対応措置			
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) • 無		
施工体制確認のためのヒアリング対象者区分	ヒアリング対象者（電話番号等） • 非対象者			

- 注 1) 施工体制確認のためのヒアリング対象者の区分について、配置予定技術者を複数名とする場合に、いずれかに〇を付す。また、ヒアリング対象とした配置予定技術者の連絡先（電話番号等）を（ ）内に明記する。
- 注 2) CORINS登録の区分いずれかに〇を付す。有に〇を付した場合は、登録番号を記載する。無に〇を付した場合は契約図書の写し及び施工計画書等の当該工事に従事した事が判断できる書類を添付する。
- CORINSに登録無き工事及びCORINSにて工事内容が確認できない工事（簡易 CORINSで登録した工事等）については、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容（同種工事等の工事実績及び技術者の従事実績）が証明できる書類を添付する。必要書類の添付がないものは、入札に参加できないので留意すること。
- 注 3) 主任（監理）技術者の工事経験について、品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。
- 注 4) 従事した工事経験を1件記載すること。また、複数の技術者を登録する場合（3名を限度。）は、本様式を複数枚作成する。
- 注 5) 経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が配置する技術者をそれぞれ記載することとし、氏名欄に構成員が所属する会社名を記載する。なお、入札説明書 4. (6)①の基準を満たし、4. (4)に掲げる同種工事の実績を有した技術者以外は同種工事の実績を記載する必要はない。
- 注 6) 中部地方整備局発注の工事（港湾空港関係除く。）について、評定結果通知の紛失等により写しの提出が出来ない場合は、別記様式2を参照すること。
- 注 7) 当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付すること。ただし、工事評定が実施されていない実績や発注者より工事成績評定通知がされていない実績は、工事完了検査に合格したことを証明する書類又は、発注者への引き渡しが完了したことを証明する書類を添付することとし、その場合においては、評定点を65点と見なす。
- また、転職等により工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類、引渡しが完了したことを証明する書類又は「工事実績情報システム（CORINS）」の写しをもって65点と見なす。ただし、評定点が65点以上の実績の写しに限る。
- 注 8) 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、当該工事受注後に配置予定技術者の監理技術者資格者証の写し（表裏とも）及び監理技術者講習修了証の写し（表のみ）を提出する。
- 当該工事を受注した場合において、専任で配置する主任技術者又は監理技術者について、当該工事受注後に配置予定技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）が明確に判断出来る資料（監理技術者証（表裏とも）又は健康保険被保険者証等）の写しを提出すること。

貢／総貢

技術提案書作成にあたっての条件等 〈発注者が設定している標準案等〉

標準案

〈発注者が設定している鋼箱桁内部の防食性向上対策の内容〉

(技術提案に関する留意事項)

1. 前提条件

- 1) 技術提案の対象は、多径間連続非合成箱桁橋とする。
- 2) 技術提案の範囲は、工場製作から現場塗装完了までとする。
- 3) 箱桁内部に除湿剤等の設置は、管理上の観点から認めない。
- 4) 箱桁内面の D 5 ・ F 12 塗装系の変更は認めない。

2. 標準案

標準案で計上している項目は、設計図書、土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準、土木工事追加特記仕様書に示すとおりとしている。

3. 技術提案書作成にあたっての留意事項

- 1) 前提条件で示した項目を変更する提案は認めない。
- 2) 標準案に示した項目については、変更して提案することが可能である。ただし、標準案より優れた提案についてのみ評価する。
- 3) 施工方法によって評価が変わる可能性がある技術提案にあっては、評価が確定できるよう詳細に記載すること。（例：コンクリートの再振動に関する提案）
- 4) 関係機関と新たに協議が発生する若しくは発生する可能性のある提案は認めない。
- 5) 構造変更を伴う技術提案については、前提条件に反した提案や設計計算の変更を伴う提案である場合は認めない。
但し、前述以外の軽微な変更の提案である場合は、構造変更の目的や構造上問題がない事を示す添付資料等の内容が明確であれば認める。
なお、添付資料は技術提案の趣旨が担保できれば概略検討でよい。
 - ・構造変更を伴う技術提案のうち、提案として認めないものの例。
例 1：鉄筋コンクリート構造物における配筋を変更する提案
例 2：主構造物の形状寸法を変更する提案
- 6) 暑中・寒中コンクリートに関する提案は認めない。
- 7) 単に品質管理・施工管理の頻度を増加させるだけの提案は、性能・機能が向上するか否かで評価する。
- 8) 私有地を使用する必要が生じる技術提案にあっては、受注者の責任において土地の権利者の了解を得ることを条件に技術提案できる。
- 9) 交通誘導員の配置に関する提案は、別途精算する予定であるため認めない。

技術提案書記載例

工事名

会社名

「鋼箱桁内部の防食性向上対策」

(記入すべき項目)

鋼箱桁内部の防食性向上についての工夫・提案

提案番号	技術提案の概要	具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性	備考 (参考資料番号)
①	(25字以内で簡潔に)	<ul style="list-style-type: none"> ・手法 : ・効果 : ・根拠 : ・優位性 : (箇条書きで短文、明確に)	資料一〇
②			
③			
④			
⑤			

- 注) 1. 評価項目に対する提案数は 5 提案までとし、本様式片面 3 枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとする。なお、文字サイズについては 10.5 ポイントとする。「技術提案の概要」と「具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性」の記載内容が一致しない場合は、評価をしない場合がある。
2. 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価については技術提案書に記載された内容で評価する。
- (1) 参考資料は、技術提案書の内容を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4 サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書(別記様式 4)を含め片面 10 枚以内とすること。
 - (2) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しの添付は必要ない。

技術提案書作成にあたっての条件等 〈発注者が設定している標準案等〉

標準案

〈発注者が設定している架設時の安全対策の内容〉

(技術提案に関する留意事項)

1. 前提条件

- 1) 技術提案の対象は、多径間連続非合成箱桁橋とする。
- 2) 技術提案における安全対策の対象は、国道 23 号 I 期線（車道）を対象とする。
- 3) 技術提案の範囲は、現場搬入から架設支保撤去までとする。
- 4) 河川内の施工時期については、追加特記仕様書に示すとおりとする。

2. 標準案

標準案で計上している項目は、設計図書、土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準、土木工事追加特記仕様書に示すとおりとしている。

3. 技術提案書作成にあたっての留意事項

- 1) 前提条件で示した項目を変更する提案は認めない。
- 2) 標準案に示した項目については、変更して提案することが可能である。ただし、標準案より優れた提案についてのみ評価する。
- 3) 施工方法によって評価が変わる可能性がある技術提案にあっては、評価が確定できるよう詳細に記載すること。（例：コンクリートの再振動に関する提案）
- 4) 関係機関と新たに協議が発生する若しくは発生する可能性のある提案は認めない。
- 5) 構造変更を伴う技術提案については、前提条件に反した提案や設計計算の変更を伴う提案である場合は認めない。
但し、前述以外の軽微な変更の提案である場合は、構造変更の目的や構造上問題がない事を示す添付資料等の内容が明確であれば認める。
なお、添付資料は技術提案の趣旨が担保できれば概略検討でよい。
 - ・構造変更を伴う技術提案のうち、提案として認めないものの例。
例 1：鉄筋コンクリート構造物における配筋を変更する提案
例 2：主構造物の形状寸法を変更する提案
- 6) 暑中・寒中コンクリートに関する提案は認めない。
- 7) 単に品質管理・施工管理の頻度を増加させるだけの提案は、性能・機能が向上するか否かで評価する。
- 8) 私有地を使用する必要が生じる技術提案にあっては、受注者の責任において土地の権利者の了解を得ることを条件に技術提案できる。
- 9) 交通誘導員の配置に関する提案は、別途精算する予定であるため認めない。

技術提案書記載例

工事名

会社名

「架設時の安全対策」

(記入すべき項目)

架設時の安全対策についての工夫・提案

提案番号	技術提案の概要	具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性	備考 (参考資料番号)
①	(25字以内で簡潔に)	・手法： ・効果： ・根拠： ・優位性： (箇条書きで短文、明確に)	資料一〇
②			
③			
④			
⑤			

- 注) 1. 評価項目に対する提案数は 5 提案までとし、本様式片面 3 枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとする。なお、文字サイズについては 10.5 ポイントとする。「技術提案の概要」と「具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性」の記載内容が一致しない場合は、評価をしない場合がある。
2. 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価については技術提案書に記載された内容で評価する。
- (1) 参考資料は、技術提案書の内容を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4 サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書(別記様式 5)を含め片面 10 枚以内とすること。
 - (2) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しの添付は必要ない。

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 宛

○○市○○区○一〇一〇
○○○建設株式会社
代表取締役○○ ○○ 印
(又は○○支店長 ○○○○)

平成 24 年度 23 号岡崎 B P 矢作古川橋東鋼上部工事

技 術 提 案 書

等級区分 鋼橋上部工事
所在地 (本社(本店、支店、営業所)の所在地を記入すること。)
業者コード
建設業許可番号 ○○-○○○○

連絡先 所 属 :
役 職 :
氏 名 :
電 話 :
E-mail : 0000000@00.00.00

標記について、平成 24 年 11 月 27 日付けで公告のありました「平成 24 年度 23 号岡崎 B P 矢作古川橋東鋼上部工事」の技術提案を別紙のとおり提出します。

注 1) 電子入札システムを用いて提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の合計容量が 3 MB を超える場合には、郵送等（締切日時必着）で提出すること。紙入札者は持参も可とする。

注 2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

注 3) 連絡先とは、技術提案書等の内容に対する問い合わせ及び施工体制の確認を行う際における連絡先（担当者）を記載するものとする。なお、施工体制確認のためのヒアリングについては、配置予定技術者に対して行う。

技術提案書(1)

工事名 : 平成 24 年度 23 号岡崎 B P 矢作古川橋東鋼上部工事
会社名 :

「鋼箱桁内部の防食性向上対策」

(記入すべき項目)

鋼箱桁内部の防食性向上についての工夫・提案

提案番号	技術提案の概要	具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性	備考 (参考資料番号)
①			
②			
③			
④			
⑤			

- 注) 1. 評価項目に対する提案数は 5 提案までとし、本様式片面 3 枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとする。なお、文字サイズについては 10.5 ポイントとする。「技術提案の概要」と「具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性」の記載内容が一致しない場合は、評価をしない場合がある。
2. 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価については技術提案書に記載された内容で評価する。
- (1) 参考資料は、技術提案書の内容を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4 サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書(別記様式 4)を含め片面 10 枚以内とすること。
 - (2) 参考資料に N E T I S に登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しの添付は必要ない。

技術提案書(2)

工事名 : 平成 24 年度 23 号岡崎 B P 矢作古川橋東鋼上部工事
会社名 :

「架設時の安全対策」

(記入すべき項目)

架設時の安全対策についての工夫・提案

提案番号	技術提案の概要	具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性	備考 (参考資料番号)
①			
②			
③			
④			
⑤			

- 注) 1. 評価項目に対する提案数は 5 提案までとし、本様式片面 3 枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとする。なお、文字サイズについては 10.5 ポイントとする。「技術提案の概要」と「具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性」の記載内容が一致しない場合は、評価をしない場合がある。
2. 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価については技術提案書に記載された内容で評価する。
- (1) 参考資料は、技術提案書の内容を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4 サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書(別記様式 5)を含め片面 10 枚以内とすること。
- (2) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しの添付は必要ない。

技術提案書（3）

＜鋼箱桁内部の防食性向上対策＞

工事名：平成 24 年度 23 号岡崎 B P 矢作古川橋東鋼上部工事
会社名：

標準案による施工計画

標準案の施工計画を記述するものとする。

(記入すべき項目)

具体的な方法

※ 本様式 1 枚に簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては 10.5 ポイントとする。
なお、参考資料の添付は認めないものとする。

技術提案書（4）

＜架設時の安全対策＞

工事名：平成 24 年度 23 号岡崎 B P 矢作古川橋東鋼上部工事
会社名：

標準案による施工計画

標準案の施工計画を記述するものとする。

(記入すべき項目)

具体的な方法

※ 本様式 1 枚に簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては 10.5 ポイントとする。
なお、参考資料の添付は認めないものとする。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 宛

住 所
商号又は名称
代表者氏名

工事費内訳書

工事名：平成 24 年度 23 号岡崎 B P 矢作古川橋東鋼上部工事

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額

注) 記入にあたっては、工事数量総括表に掲げる工事区分、工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、数量、単価及び金額を記載するものとする。記載内容に不備がある場合は入札を無効とすることがある。

工事施工内容確認資料

本資料は、施工体制確認型総合評価落札方式において、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、以下の設問について記載すること。

開札後、予定価格の範囲内の価格で申し込みをした入札参加者については、入札説明書に記載された要求要件の実現確実性の向上につながる施工体制が構築されているかどうか、入札書、工事費内訳書及び本資料を参考に、施工体制の構築及び施工内容を審査する。本資料で施工体制の構築及び施工内容の実現確実性の向上が十分確認できる場合は、入札説明書7.(6)によるヒアリングを実施しない場合がある。ただし、申し込みに係る価格が調査基準価格に満たない者は、入札説明書7.(6)③による。

なお、本確認資料の提出がない場合は、施工体制評価点を付与しない場合があるので留意すること。

【品質確保の実効性】

問1. 元請けとして実施する安全衛生管理の体制について

※以下の設問について記入して下さい。

- ・現場の点検体制（人数）
- ・安全教育の実施方針（実施内容・回数等）

問2. 元請けとして実施する品質管理体制について

※以下の設問について記入して下さい。

- ・品質管理および出来型管理の点検体制（人数）
- ・品質管理および出来型管理の実施方針（主な実施内容・頻度等）

【施工体制確保の確実性】

問3. 元請けとして実施する主たる工種は何を予定していますか。

※以下の設問について記入して下さい。

- ・元請として実施する工事内容
- ・元請として実施する現場の管理体制

問4. 主たる工種について、下請け業者数は何社予定していますか？

下請けを予定している工種：

社を予定

工事名	平成24年度 23号岡崎B P矢作古川橋東鋼上部工事		
会社名			
記入者氏名		本工事での役職	
連絡先			

※ 記入者は、予め別記様式3にて提出された配置予定技術者とします。

平成 24 年度 23 号岡崎 B P 矢作古川橋東鋼上部工事

技術提案の評価結果に関する問い合わせ

中部地方整備局

企画部 技術開発調整官 宛

御社名・御担当者名	
御社ご連絡先 (電話番号・メールアドレス・ファクシミリ番号)	・電話番号 ・メールアドレス ・ファクシミリ番号

技術提案の評価結果に関する問い合わせ内容	(1) 鋼箱桁内部の防食性向上対策
	※競争参加資格通知時に通知している「評価結果」、「提案番号」及び「技術提案の概要」を記載した上、問い合わせ内容を記載願います。 「○」又は「-」、提案番号 1～5、□□□□□□ a. (問い合わせ内容を箇条書きで簡潔明瞭に記載) 「○」又は「-」、提案番号 1～5、□□□□□□ b. (問い合わせ内容を箇条書きで簡潔明瞭に記載) c. (問い合わせ内容を箇条書きで簡潔明瞭に記載)
	(2) 架設時の安全対策
	※競争参加資格通知時に通知している「評価結果」、「提案番号」及び「技術提案の概要」を記載した上、問い合わせ内容を記載願います。 「○」又は「-」、提案番号 1～5、□□□□□□ a. (問い合わせ内容を箇条書きで簡潔明瞭に記載) 「○」又は「-」、提案番号 1～5、□□□□□□ b. (問い合わせ内容を箇条書きで簡潔明瞭に記載) c. (問い合わせ内容を箇条書きで簡潔明瞭に記載) 以下の、技術提案へのアドバイスとなるようなご質問についてはお答えできませんので、ご了承ください。 ・各項目について、それぞれ何点獲得できたのか教えて下さい。 ・評価された提案について、どのような点が評価されたのか教えて下さい。 ・もし、○○○○という提案をしていれば、評価していただいたのでしょうか？

説明内容	(※記載不要)
------	---------

※なお、メール添付する場合は、一太郎(2007 以下)、MicrosoftWord(2002 以下)、圧縮ファイル(LZH 形式)のファイル形式でお願いします。

様式イ

平成 年 月 日

面談等による説明の申し込み

中部地方整備局

企画部 技術開発調整官 宛

御社名	
御名前（面談者）	(※面談者は会場の都合上、原則1名を記載願います)
競争参加工事名	平成24年度 23号岡崎B P 矢作古川橋東鋼上部工事
面談等の希望日※	第1希望日：平成 年 月 日 午前 又は 午後 第2希望日：平成 年 月 日 午前 又は 午後

※希望日は、落札決定通知日の翌日から起算して7日目（休日を除く）～約2週間内の平日を、
第2希望まで記載願います。

※面談日は都合により希望に添えない場合があります。ご了承下さい。

面談日の連絡先	・電話番号 ・メールアドレス ・ファクシミリ番号
---------	--------------------------------

※ファクシミリ着信確認のため電話番号も記載願います。

質問事項等	<p>・</p> <p>・</p> <p>(※1工事当たりの面談時間を10分程度と考えており、円滑な進行 のため質問事項等を、箇条書きで簡潔に記載願います。)</p> <p>以下の、技術提案へのアドバイスとなるようなご質問についてはお答えできませんので、 ご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・各項目について、それぞれ何点獲得できたのか教えて下さい。・評価された提案について、どのような点が評価されたのか教えて下さい。・もし、○○○○という提案をしていれば、評価していただいたのでしょうか？
-------	--

※なお、メール添付する場合は、一太郎(2007以下)、MicrosoftWord(2002以下)、圧縮ファイル(LZH形式)のファイル形式でお願いします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

工事成績確認申請書

中部地方整備局

企画部 技術管理課長 宛

〇〇県〇〇市〇〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

(又は〇〇支店長 〇〇〇〇)

下記の工事における工事成績評定点について、評定通知書を紛失したため確認を申請します。

記

工事名：平成〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

工期：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

受注者名：〇〇〇〇 株式会社（現「△△ 株式会社」）

請負金額(最終)：□□□, □□□, □□□. 円

工事成績確認書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省中部地方整備局

企画部 技術管理課長

下記の工事における工事成績評定点は、〇〇点であることを確認する。

記

工事名：平成〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

工期：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

受注者名：〇〇〇〇 株式会社（現「△△ 株式会社」）

請負金額(最終)：□□□，□□□，□□□. 円